

令和 7 年度夢見ヶ崎動物公園再整備計画策定支援業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「令和 7 年度夢見ヶ崎動物公園再整備計画策定支援業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

2 業務目的

昭和 25 年に加瀬山の豊かな緑を活かして開設した「夢見ヶ崎公園」では、本市が政令指定都市になった昭和 47 年に動物の飼育・展示を開始し、「夢見ヶ崎動物公園」（以下、「動物公園」という。）と通称を改めた。その後、平成 30 年 3 月に策定した「夢見ヶ崎動物公園基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、魅力と賑わいづくりに資する取組を進めており、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる市内唯一の動物公園として、現在も市民や地域に愛され続けている。

しかしながら、基本計画策定後、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会変容や脱炭素社会の実現に向けた取組、民間事業者等による多様な利活用ニーズの高まりなど、社会環境に大きな変化が見られた。それらを踏まえ、基本計画に示した取組の具体化に向けて、令和 4 年 8 月に「夢見ヶ崎動物公園再整備の基本的な考え方」を整理した。

今後は、動物公園の再整備に向け、基本計画が掲げた将来像やコンセプトを基に、新たなニーズ等を加えた具体的な施設整備や、持続的な動物公園の運営の仕組み、さらにはアニマルウェルフェアの視点に基づく動物公園のコレクションプランなどを含めた「夢見ヶ崎動物公園再整備計画」（以下、「再整備計画」という。）として取りまとめる必要がある。本業務では、過年度の庁内調整の結果取りまとめた再整備計画骨子に基づき、必要な項目を盛り込んだ再整備計画を作成するための支援を目的とする。

3 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 20 日までとする。

4 業務対象範囲

夢見ヶ崎動物公園（川崎市幸区南加瀬 1 丁目 2－1）

5 業務内容

基本計画の将来像や基本コンセプト等に基づいた施設整備及び管理運営の取組を再整備計画に位置づける。

令和 6 年度に得た再整備計画の骨子に、各種データや具体的な取組の方針等を裏付けすることにより再整備計画案を構築する。再整備計画案には、コレクションプ

ラン、施設配置及び施設整備の段階的スケジュール並びに民間活力を導入した持続可能な動物公園の運営手法を盛り込み、相互に矛盾がないことの照査も併せて行う。パブリックコメントを含む来園者等の意見募集、有識者を交えた会議等を実施し、再整備計画案に多様な意見を反映させる。

（１）与条件の整理

社会的な潮流、市の関連計画、過年度資料、現地確認等を踏まえ、業務に必要な条件・課題等の整理を行う。

（２）コレクションプランの作成

過年度に検討を行ったコレクションプランの方針を基に、市の再整備の方針、動物舎の新築・改築等の必要性・市民ニーズ・アニマルウェルフェアを考慮した飼育環境等の視点から精査を行うとともに、必要に応じて実施する動物公園職員等へのヒアリングを踏まえながら、最新のデータに基づき動物公園において飼育を継続する種・断念する種等を決定する。

（３）持続可能な動物公園の管理運営計画の作成

動物公園の公園機能・動物展示機能を今後も継続するために必要な、経営の視点を踏まえた管理運営計画を作成する。

管理運営計画については、①直営（現状のまま）、②業務委託化、③指定管理者制度、④施設の設置管理許可等の手法とその導入範囲や組み合わせを比較検討するとともに、クラウドファンディング、ネーミングライツ及び収益事業等の付加的な民間活力の導入手法についても検討し、作成する。

庁内における民活導入の考え方や民間事業者から得た意見、官民連携施策に精通する有識者の意見を参考にしながら、官民連携の方策を具体化し、そのために必要な民間事業者の公募要項及び要求水準説明書等の資料を作成する。

（４）有識者委員会の運営補助

動物園（動物飼育・展示等）・ランドスケープ・公民連携等の有識者による委員会を設置し、委員会に向けた資料作成、会議録の作成を行う。委員会は 2 回開催し、その各回において運営補助を行う。なお、発注者の指定するスケジュールに基づき資料を完成させるために、発注者と随時協議を行いながら資料の骨子作成・補足・修正等の作業を遅滞なく実施するものとする。

（５）庁内検討会議の運営補助

庁内検討会議に向けた資料作成、会議録の作成を行う。庁内検討会議は 2 回実施し、その各回において運営補助を行う。なお、発注者の指定するスケジュールに基づき資料を完成させるために、発注者と随時協議を行いながら資料の骨子作成・補足・修正等の作業を遅滞なく実施するものとする。

（６）施設配置計画の立案

上記(1)から(5)の検討結果を基に、施設配置計画を検討・立案する。次の項目に留意して検討することとする。

①関係法令への対応

都市公園法、川崎市都市公園条例、都市計画法、文化財保護法、建築基準法、川崎市建築基準条例、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律等

②関係基準への対応

展示動物の飼養及び保管に関する基準（環境省）、適正施設ガイドライン（JAZA）、公共空間景観形成ガイドライン（川崎市）等

③ゾーニング

開園しながら施工するための来園者、寺社関係車両及び施工関係車両の動線計画、飼育従事職員の動線計画（バックヤード含む）、施工手戻りのない工区設定並びに動物公園としてのテーマ性を持たせたエリア設定等
仮設計画に伴う区画（仮囲い等）、施工中の仮囲いアート、作品掲示、仮囲い緑化の検討

なお、工事仮設の広さ、車両動線、工期等の妥当性について工事業者にヒアリングを行うこと

④園内インフラの考慮

③を踏まえた、給排水・電気系統の引き込み及び仮設計画
給排水管については原則、全面更新とし、整備完了後と整備中の各ステップにおいて、水を使用する場所や量を踏まえて施工手戻りなく、拡張性・メンテナンス性の高い計画とすること。なお、水道の引込及び下水接続の検討においては上下水道局の所管窓口と協議を行うこと

電気については、園舎の電気方式の空調（ＥＰＳ）などを整備した場合を想定し、整備完了後の容量を検討したうえで受変電設備等の更新を計画すること。また、整備完了後と整備中の各ステップを踏まえて施工手戻りなく、拡張性・メンテナンス性の高い計画とすること

⑤動物舎等建築物の意匠・機能・構造

十分な広さ・高さや環境エンリッチメントの向上に資する工作物・設備、安全で快適な就労環境を考慮したナイトルーム・前室・保安設備等

⑥飼育動物の引っ越しへの対応

飼育動物の移動難易度を考慮し、かつ撤去・建築・引っ越し・引っ越し元撤去のサイクルを満たす効率的で無理のない移動計画
工事のステップ図との整合を確認すること

（７）施設配置計画の取りまとめ

上記(6)の検討結果を基に、施設配置計画を取りまとめる。施設配置計画は次の

項目を含むものとし、受発注者間の協議により項目ごとに随時作成するものとする。

①導入施設・設備の設置位置、建設イメージ、機能

電気・ガス・水道を使用する設備などは想定のスเปックや数量を記載すること

②段階ごとの再整備計画平面図

再整備計画平面図には工事車両、一般車両、歩行者それぞれの動線と通行可能な車両の大きさを明記すること

③段階ごとの鳥瞰図（Ａ３判２枚）またはスケッチ（Ａ４判４枚）

④工事費概算（使用単価の根拠と時期について明らかにすること）
動物舎や樹木について、一般的な建築物・公園施設の整備費用と乖離する可能性がある項目及び専門性が高い項目に関しては見積りを取得すること

（８）スケジュールの設定

再整備を進めるためのスケジュールに関する資料作成等を行う。スケジュールは次の項目を含むものとし、受発注者間の協議により項目ごとに随時作成するものとする。

①段階的な設計・整備工程

②①を踏まえた民間事業者の参入時期・範囲

（９）パブリックコメントの実施

再整備計画案についてパブリックコメントを実施し、市民からの意見を収集する。収集した意見はテーマ・課題ごとに分類しその回答を作成する。

（10）来園者数集計の手法整理・試行

現在は客観的データに基づく来園者数の集計ができていない。今後、民間事業者の参入を見込むにあたって、より正確な来園者数を把握する必要がある。

よって、令和７年度時点における一日当たり来園者数を調査する。調査日数は、平日及び土休日を含む連続する５日間を下限とする。調査時間は９時から１６時を標準とする。５か所の出入り口のそれぞれにおいて、入退園者数をカウントする。
調査結果の集計に加え、この調査に基づき、別途実施するパークセンターの来園者数との相関関係について分析し、来園者数推計の手法として取りまとめる。

（11）打ち合わせ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時５回、完了時の計７回程度とする。

（12）成果品取りまとめ

前項までの検討結果・作成資料を成果品として整理する。

6 成果品

下記成果品を納入する。

- ・報告書（A4版、ファイル綴じ） 1部
- ・報告書電子データ 1式（正・副の2部）

※Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint など編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF 形式でCD-R またはDVD-R 等の媒体で提出するものとする。

電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副の2部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し報告書として提出すること。

また、受注者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

7 その他

- （1）利用者の個人情報は、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- （2）本業務において得られた情報は、発注者に帰属するものとし、受注者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- （3）本業務の成果については、発注者に帰属するものとする。
- （4）本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、発注者及び受注者双方の協議の上、決定する。

以下余白